

県石ヒスイイベント開催支援事業補助金

県石ヒスイを核とした「石のまち糸魚川」の認知度向上、誘客促進及び地域活性化を図るため、県石ヒスイを活用したイベントに対して補助金を交付する。

補助対象者	市内の事業者等で構成する団体 (商工団体、商店街組合などのほか、実行委員会等の任意団体を含む。)
補助対象事業	糸魚川市内で開催される次のいずれにも該当するイベント ・令和5年4月28日(金)から令和6年2月25日(日)までの間に実施するもの ・県石ヒスイを活用、PRするイベント内容であるもの ・誘客につながる地域振興イベントなどで市内の消費喚起に資するもの ・飲食店の出店及び物販を含む事業であること。ただし、ユネスコ世界ジオパークの理念に反する岩石や鉱物・化石類の販売は不可とする。 ・新型コロナウイルス感染症等の予防対策を講じているもの ・申請書提出前に市に相談した事業であること。 【対象外のイベント】 ・政治的・宗教的な事業 ・専ら特定の地域住民や団体のために実施される事業(町内会のお祭り等) ・公の秩序又は善良の風俗を害し、又は害するおそれがある事業
補助対象経費	上記イベントの実施に直接要する経費 【対象外の経費】 ・消費税及び地方消費税 ・補助事業者又はその構成員等の常用雇用者の人件費(イベントを実施するために臨時的に雇用する者に係るものを除く。) ・販売目的の物品等又はその原材料の購入費 ・他の用途に転用可能な汎用的財産の取得費 ・食糧費のうち懇親会に係る経費 ・同一の経費について、国その他行政機関から補助金等の交付を受けるもの ・証拠書類により補助対象者が支払ったことを確認することができない経費 ・この補助金の目的に照らして、交付対象とすることが妥当でない認められるもの
補助率及び補助限度額	補助率 イベント開催経費の3分の2(千円未満切捨て) 上限 100万円
申請受付期間	令和5年4月3日(月)から令和6年2月14日(水)まで ※補助対象事業となるか確認を行いますので、イベント実施日の21日前までに市に事前相談してください。事業計画書案、事業収支予算案をお持ちください。 ※事前相談後、イベント実施日の14日前までに申請書等を提出してください。 ※予算額の上限に達し次第、申請受付を終了します。
申請方法	・補助金等交付申請書 ・事業計画書 ・事業収支予算書 ・規約又は会則の写し イベント終了後、実績報告書(成果報告書・実施写真)の提出が必要となります。 実績報告書提出期限: 令和6年3月11日(月)
交付の決定	交付申請書に基づき内容を審査し、適当と認められた時は、速やかに交付の決定を行う。 ※交付決定を受けた団体は名称を公表します。
申請書提出及び問い合わせ先	糸魚川市産業部商工観光課交流観光係 〒941-8501 糸魚川市一の宮1-2-5 電話: 025-552-1511(代表) 電子メール: kanko@city.itoigawa.lg.jp